

入札に関する質疑

件名	(物品) 6914_電子計算機賃貸借 (令和6年度導入・薄型端末)	
受付日	質疑	回答
11/29	<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書案の開示をお願いいたします。 開示不可の場合リース会社の書式でよろしいでしょうか。 ・ 契約書には予算削減時の解約条項はございますか。 解約条項がある場合、残リース料の支払いは協議となりますか。 ・ 賃貸借契約終了後の物件撤去について、発注者は機器の結線等の取り外し(コンセントを抜く等の作業)の上、1か所に取りまとめて頂き、賃貸者は物件の搬出のみ行うという認識でよろしいでしょうか。 ・ 設置先(撤去先)のエレベーター、スロープなどの有無、及び利用可否を教えてください。 ・ データ消去作業は賃貸人指定場所での対応でよろしいでしょうか。また消去方法に指定はありますか。 ・ 契約書には保守料とリース料を分けて明記しますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 添付の通りになります。 ・ 添付した約款をご参照ください。(第20条) ・ 結線等取り外しの上、1か所にまとめます。 賃貸者は物件の搬出のみ行うこととします。 ・ 駐車場から職員用通用口と職員用エレベーターが利用できます。 ・ データ抹消作業は、賃借人が行います。データ抹消できなかった場合は、HDD等の記録媒体は物理的に破壊する場合があります。 ・ 分けて明記する必要はありません。

貸借契約書

1. 件名 電子計算機貸借（令和6年度導入・薄型端末）
2. 履行場所 海老名市勝瀬175番地の1ほか
3. 契約金額

--	--	--	--	--	--	--	--

円
4. 契約金額のうち取引に係る消費税相当額及び地方消費税相当額 円
5. 履行期間 令和7年1月7日から
令和12年2月28日まで
6. 契約保証金 免除

上記の貸借契約について、貸借人と貸借人とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の契約条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、各自記名押印の上各1通を保有する。

令和7年1月7日

貸借人 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

海老名市
市長 内野 優

貸借人

(総則)

- 第1条 貸借人（以下「甲」という。）及び貸借人（以下「乙」という。）は、この契約書（頭書を含む、以下同じ。）に基づき仕様書（設計書及びこれらの図書に係る質問回答書を含む、以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の貸借物件（以下「物件」という。）を甲に貸貸し、甲はこれを借り受ける。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間を用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保を提出しなければならない。ただし、甲が契約保証金の納付を免除した場合においてはこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(物件の確認等)

- 第4条 乙は、貸借期間の初日までに当該物件を納入し使用可能な状態にしなければならず。
- 2 甲は、乙から物件の納入を受けた後、貸借開始前までにこれを検査確認し、物件に、種類、品質又は数量に関して契約の内容及び適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がないことを確認しなければならない。この場合において、契約不適合があったときは、乙に対して、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができる。
- 3 甲は、前項の規定による履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除は、引き渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。
- 4 乙の責めに帰すべき理由により、貸借期間の初日までに物件の納入を完了しない場合は、甲は乙から遅延日数に応じて、貸借期間中の賃借料の総額に年3パーセントの割合で計算した額を遅延違約金として徴収することができる。

(物件の保管、使用及び維持等)

- 第5条 甲は、装置の据付場所およびその状態をあらかじめ乙が申し出た温度、湿度その他良好な環境の下で維持管理し、また善良な管理者としての注意をもって装置を管理しなければならない。
- 2 装置が据付場所に搬入され、甲に引き渡された後、返還されるまでの間、甲の故意もしくは過失によって装置が損害を受け、又は、欠損が生じた場合は、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

- 3 仕様書において物件の保守を含むものとしている場合、物件の保守については甲の指定又は承認した業者が行うものとする。なお、その場合における保守料は、賃借料に含まれるものとする。

(賃借料等の支払い)

- 第6条 乙は、仕様書で別に定める場合を除き、毎月の貸借終了後速やかに、甲に当該賃借分に係る金額を請求するものとする。
- 2 甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし特別な事情により乙の承諾を得たときは、45日を限度に支払期限を延長することができる。
- 3 本契約により乙が業務を終了した日が月の途中である場合、その月の賃借料は第1項の月額をその月の日数で除して得た額に、乙がその月に業務を実施した日数を乗じて得た額（円未満は切り捨てる。）とする。

(消費税等額の変動に伴う支払額の変更)

- 第6条の2 この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって、この契約において消費税及び地方消費税の額に変更が生じた場合は、甲は、この契約を変更することなく、契約金額に相当額を加減して支払うものとする。

(物件の追加)

- 第7条 甲が物件の追加を希望する場合は、その装置について別途契約を締結するものとする。

(物件の改造)

- 第8条 物件の改造（他の機械器具の取り付ける場合を含む）については、甲はあらかじめ文書をもって乙の承認を求めるものとする。この場合の費用は甲の負担とし、乙又は乙の認める者がこれを行うものとする。
- 2 乙は、前項の改造が物件に支障を与えるものと認めたときは、甲の申し出を拒否することができる。
- 3 物件の改造によって契約内容を改訂する必要性が生じた場合は、変更契約を締結するものとする。

(物件の移転)

- 第9条 物件を頭書記載の据付場所から移転する必要性が生じたときは、甲はあらかじめ文書によって乙の承諾を得るものとする。この場合、費用は甲の負担とし、乙又は乙の認める者がこれをおこなうものとする。

(物件の返還)

- 第10条 甲は、本契約が終了したときは、物件を引渡し当時の原状に復したうえ、乙に対して、速やかに当該物件を返還しなければならない。ただし、物件を返還するとされている場合において、甲は乙に、物件の賃借の継続を請求することができる。
- 2 物件の返還にあたって、甲は乙又は乙の委託を受けた者の指示に協力するものとする。
- 3 物件の撤去搬出にあたり、甲の立会いを得られない場合は、乙は乙の選択する公正な第三者の立会いのもとに据付場所に立ち入り、物件の撤去搬出を行うことができる。
- 4 乙は、甲から物件の返還を受けたときは、直ちに欠損等の箇所を確認し、物件に欠損等が発見された場合は、乙は甲に

- 対しその旨書面で確認を得るものとする。
- 物件の撤去作業によって、甲所有の財産に損傷を生じた場合は、乙の責任において修復する。
 - 物件返還後の旧据置場所の修復についての費用は甲の負担とする。
 - 物件の撤去搬出についての費用は乙の負担とする。
 - 返還後の機器について、再利用は禁止する。

(禁止事項)

第11条 甲は文書による乙の事前の承諾がない限り、装置を質権、譲渡担保その他他人の権利の目的物とすることができない。甲がこれに違反し、乙が損害をこうむったときは、甲はその損害賠償責任を負うものとする。

(通知義務)

- 第12条 次の場合、甲は遅滞なく乙に通知しなければならない。
- 装置に乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。
 - 装置の盗難、滅失、き損等の事故が発生したとき。

(立入権および秘密保持)

第13条 装置の納入、保守、管理のため、乙の社員および必要のある場合はその指定する者が装置の据付場所に立ち入る場合、その者は必ず身分証明書を携帯しなければならない。

2 前項の立ち入りに際して得た甲の業務上の秘密は、これを第三者に漏えいしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 第14条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の契約解除権)

- 第15条 甲は、乙がこの契約を履行しない場合又は契約の履行が不可能となった場合は、この契約を解除することができる。
- 前項の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。
 - 甲は、乙からの違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、この契約の契約保証金が納付されているとき（こ

れに代わる担保が提供されているときを含む。）又はこの契約の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは、別にこれを徴収する。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第15条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(乙の契約解除権)

- 第16条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないときは、この契約を解除することができる。
- 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第17条 天災地変等の不可抗力により生じた装置の滅失、き損についての危険は甲が責任を負うものとする。

(公租公課)

第18条 固定資産税については乙が負担する。固定資産税以外に装置の所得、所有、保管、使用およびこの契約につき現に賦課され、又将来賦課される公租公課は、納税義務者のいかにかわらず甲が負担する。ただし、仕様書に別の定めがある場合においては、この限りでない。

(相殺)

第19条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(予算の減額等による契約変更等)

- 第20条 甲は、契約期間中であっても、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る甲の歳出予算の減額又は削却があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- 前項の規定によりこの契約を変更又は解除する場合は、乙

の損害等、以後の方針について甲と乙は協議するものとする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる特記事項を遵守しなければならない。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義を生じた場合は、甲および乙双方で協議し、円満に解決をはかるものとする。

特記事項（個人情報の保護）

（秘密等の保持）

第1条 乙は、当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。当該契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の取扱い）

第2条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令に従うほか、甲の指示を受けて、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう適正に取り扱わなければならない。

（再委託の禁止）

第3条 乙は、個人情報の処理を自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（収集等）

第4条 乙は、当該契約による業務を処理するため個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

（取扱要領等の作成）

第5条 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに係る取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が作成する必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（個人情報の保管）

第6条 乙は、当該契約による業務を処理するため、第4条において収集、作成した個人情報及び当該契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報（以下第7条、第8条及び第11条において「使用する個人情報」という。）を漏えいし、き損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報を適正に管理しなければならない。

（目的以外の使用禁止）

第7条 乙は、使用する個人情報を当該契約による業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（返還義務）

第9条 乙は、当該契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報を当該業務完了後、速やかに甲に返還しなければならない。

（廃棄等）

第10条 乙は、当該契約による業務を処理するため収集、作成した個人情報を当該業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。

（事故報告義務）

第11条 乙は、当該契約による業務を処理するため使用する個人情報の内容を、漏えいし、き損し、又は滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

（調査）

第12条 甲は、乙が業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査をすることができる。

（勧告）

第13条 甲は、乙の業務の執行に当たり個人情報の取扱いが不適当と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。

特記事項（暴力団等の排除に関する事項）

（暴力団等排除に係る契約の解除）

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- （1）役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）が海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - （2）暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団経営支配法人等（条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - （3）役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - （4）役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - （5）役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - （6）下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - （7）乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団からの不当介入の排除）

第2条 乙は契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

電子計算機賃貸借（令和6年度導入・薄型端末） 調達仕様書

賃貸借物件仕様書

件名	電子計算機賃貸借（令和6年度導入・薄型端末）
履行場所	海老名市勝瀬175番地の1ほか
履行期間	令和7年1月7日～令和12年2月28日 複数年度契約 (リース期間：令和7年3月1日～令和12年2月28日)
納入業者 及び連絡先	富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部 神奈川県横浜市西区高島1-1-2（横浜三井ビルディング） 電話 045（224）1406
機器明細	パーソナルコンピューター32台及びソフトウェア等並びに導入作業一式 構成及び数量については、別紙「機器数量一覧表」のとおり 詳細については、「電子計算機賃貸借（令和6年度導入・薄型端末）調達仕様書」を参照すること。 同等の別機種を選定する場合は、質問票にて質問のこと。
備考	その他の条件は下記のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・リース料の算定月数は、60カ月 ・支払期間は、別添、年度別支払金額内訳書のとおり ・保守料の代理回収 ・撤去費用のリース会社負担 ・動産総合保険に加入、費用はリース会社負担 ・返還後の装置については、再利用禁止とする。 なお、SSD等は物理的に破壊する場合がある。 ・業務上知りえた情報は、第三者に漏洩してはならない。

I. 機器関連

1. パーソナルコンピュータ関連

※以下に記載する機能要件を満たすこと。

※個別指定無き製品については同一メーカーのものとする。

※個別指定ある製品についてはメーカー後継機種での納品も可とする。

※参考機種、数量については別紙1を参照。

① ノート型端末構成

No	項目	構成詳細
1	OS	Windows 10 Enterprise LTSC 2021 Upgrade
2	液晶	LED バックライト付 TFT カラーLCD、フル HD（1920×1080 ドット）
3	CPU	Intel Core i5-1335U 以上
4	メモリ	8GB 以上実装であり最大 64GB 搭載可能なこと
5	ディスクドライブ	標準暗号化機能付フラッシュメモリ 256GB 以上
6	LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T、Wake on LAN に対応すること
8	無線 LAN	Wi-Fi 6E（2.4Gbps）対応、IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 準拠、MU-MIMO 対応、Bluetooth V5.3 準拠
9	セキュリティ	TCG Ver2.0 準拠、内蔵型手のひら静脈センサーを搭載すること
10	キーボード	日本語アイソレーションキーボード （キーピッチ 19mm/キーストローク約 1.7mm、86 キー、JIS 配列準拠）
11	マウス	USB 光学式マウス（スクロール機能付） 添付 フラットポイント（スクロールボタン搭載）実装
12	ダイレクト・メモリスロット	microSD メモリーカード×1 スロット
13	USB	USB3.2 準拠 Type-A×2(左側面は電源オフ USB 充電機能付き) Thunderbolt™ 4 USB 4 Type-C×2（DisplayPort Alternate Mode 対応）
14	外部ディスプレイ	HDMI 出力端子×1
15	オーディオ	チップセット内蔵+High Definition Audio コーデック、ステレオスピーカー内蔵、デジタルステレオマイク内蔵
16	最大消費電力	約 5.4W（本体のみ：約 65W、AC アダプタ込み：約 74W）
17	外形寸法（mm）	308 x 199.5 x 18.9mm（W×D×H）以下 ※突起部含んでおりません
18	重量	1.1kg 以下
19	バッテリー	リチウムイオン 60Wh

② 周辺機器

No	品名	型名	メーカー名
1	USB キーボード	FMV-KB337	富士通(株)
2	ワイド液晶ディスプレイ 21.5 型	LCD-A221DB	(株)アイ・オー・データ機器
3	スーパーマルチドライブユニット	FMV-NSM56	富士通(株)
4	HDMI ポート付 USB type-C ハブ	USB-5TCH15BK	サンワサプライ(株)
5	IC カードリーダー	RC-S300/S1	ソニー(株)

2.ソフトウェア要件

調達ソフトウェア

※以下のソフトウェアについて調達し、見積に見込むこと。

No	品名	型名	メーカー名
1	Windows 10 Enterprise LTSC 2021 Upgrade	-	マイクロソフト(株)
2	Office Standard 2024 LTSC	-	マイクロソフト(株)
3	DocuWorks 9.1 インストールメディア	SDWA169A	富士フイルムビジネスソリューション(株)
4	DocuWorks 9.1 日本語版 アップグレード	SDWL557A	富士フイルムビジネスソリューション(株)
5	ウイルスバスター	-	トレンドマイクロ(株)
6	DiskDeleter UX + Purge 無制限版 + 年間サポート	JL001479	(株)ジャングル
7	Actiphly Rapid Deploy Plus for Desktop	-	(株)アクティアファイ

3.保守要件

物品の保守は以下に記載する要件を満たしていること。

個別指定なき製品についても本体と同一メーカーのものを採用し、納入より5年間保守を実施すること。

- ① 通常業務時間中(8:30~17:15)、端末障害に関する問合せ窓口を設置すること。土曜日の対応も含むものとする。
- ② 障害発生時には、オンサイトにて対応すること。その際、障害発生原因の診断及び切り分けを行い、緊急修理を実施すること。
- ③ 期間はリース対象となる5年間とする。
- ④ 障害時の受付時間は、平日・土曜とし海老名市の通常業務時間中(8:30~17:15)対応とする。但し日・祝日・年末年始を除く。
- ⑤ 障害発生時の連絡を受けた後3時間以内に該当部品の配送と作業要員の派遣を調整すること。

- ⑥ 保守部品については、神奈川県内に拠点を有すること。
- ⑦ ハードディスク障害により既存の環境が失われたときは、納品時の状態まで復旧させ海老名市の指示に基づき環境復旧を行うこと。
- ⑧ 障害対応後には、その場で修理実績報告書を提出すること。また月に1度月間報告書を提出すること。その際は、日時・装置名・障害の現象・原因・処置内容を記載すること。
- ⑨ OSのサポート終了に伴う更新作業等は保守には含めないものとする。

II. 環境設定

本仕様書のパーソナルコンピュータ関連に対する環境設定及び導入作業について費用を見込むこと。

1.環境設定作業

① パーソナルコンピュータ

パーソナルコンピュータに関する環境設定については、「端末環境設定仕様書」に基づき納入業者が行うものとし、費用に見込むこと。なお「端末環境設定仕様書」については、納入業者と機密保持契約を締結後に開示する。

対象機器については、今回導入の全端末の設定作業とする。なお、本仕様書記載事項において既存の稼働済み機器に設定変更等が生じる場合はその作業においても実施すること。

2.関連システム作業

新規に調達するパーソナルコンピュータを管理するため、以下のシステムを導入する。記載する仕様に基づき費用を積算すること。

① 資産管理システム

海老名市が指定する資産管理ツール「PALLET CONTROL」(株式会社 JAL インフォテック)が円滑に動作することを保証すること。
クライアント端末へのインストール作業が発生する場合は、合わせて実施すること。
・対象クライアント数:今回導入する全端末適用作業費用及び運用支援費用についても計上すること。

② ウィルス対策

海老名市が指定するウイルス対策ソフト「ウイルスバスターCorp. Plus」(トレンドマイクロ株式会社)を納品し、ウイルス対策システムが円滑に動作することを保証すること。クライアント端末へのインストール作業が発生する場合は、合わせて実施すること。
・対象クライアント数:今回導入する全端末5年分の更新費用も計上すること。

③ 情報漏洩対策

以下の要件を満たすシステムを納品し、情報漏洩対策システムが円滑に動作することを保証すること。
クライアント端末へのインストール作業が発生する場合は、合わせて実施すること。
海老名市が指定するツール「Portshutter premiumV2」(富士通(株))及び「AuthConductor」(富士通(株))が円滑に動作することを保証すること。合わせてクライアント端末への作業も実施し、制限解除等も海老名市指示に従い設定すること。
・対象クライアント数:今回導入する全端末

- ④ 無線ネットワーク対応
電子証明書を使用したネットワーク機器へのクライアントの設定・テスト・疎通確認を行うこと。

III. その他

I 及び II の機器調達及び環境設定、導入作業のほか、次の作業を行う。

1. 庁内システム接続環境設定作業

納入業者において以下の作業を実施する。

不明な点は海老名市へ問い合わせを行うこと。

- ① 海老名市行政ネットワークへのドメイン参加作業
- ② 既存端末を含むプリンタドライバインストール出力確認作業
- ③ 海老名市職員ポータル用ソフトウェアインストール・動作確認作業

2. 納入スケジュール

納入業者は、以下に指定する期日・場所に物品の納入・設定・設置をする。

- ① 令和 7 年 2 月 21 日までに、テスト機器を海老名市 IT 推進課に納入・設定・設置すること。
- ② 令和 7 年 2 月 28 日までに、本仕様書に記載の物品を納品すること。
また、別途に指定する場所へ納入・設定・設置すること。
- ③ 上記以外の詳細なスケジュールについては別途協議の上決定する。

3. その他

- ① 物品の設置完了後、前述する納期までの間に納入検査を行う。納入検査において、合格と認められない場合は海老名市が指定する期日までに物品の取替えまたは補正を行うこと。
- ② 納入検査の際、以下を納品すること。
 - (ア) 端末設計書
 - (イ) 障害時復旧手順書
 - (ウ) 納品時の環境を保存した媒体
- ③ 物品の納入は必要なものに限定し、これ以外は納入業者において撤去する。梱包材等は納入業者が回収する。
- ④ 本仕様書に記載のない事項・疑義の生じた事項については、海老名市 IT 推進課と協議の上処理するものとする。
- ⑤ 感染症等の影響や半導体等の不足により、万が一、納品が遅れる場合、本市の業務に影響がないよう既存機器が継続して利用できるように調整を行うこと。
- ⑥ リース期間満了後、物品の撤去費用については、リース会社負担とする。
- ⑦ 納入する機器においては、動産総合保険に加入のうえ、補償の対象とすること。
なお、保険料はリース会社負担とする。
- ⑧ 保守料は代理回収とする。
- ⑨ 返還後の装置については、再利用禁止とする。なお、SSD 等の記録媒体は物理的に破壊する場合がある。
- ⑩ 業務上、知り得た情報は、第三者に漏洩してはならない。

4. 納入業者及び連絡先

富士通 Japan 株式会社 神奈川公共ビジネス部
神奈川県横浜市西区高島 1-1-2
電話 045 (224) 1406

以 上

年度別支払金額内訳書

件名	電子計算機賃貸借（令和6年度導入・薄型端末）
契約金額（総額） ※税込で記載	
リース期間	令和7年3月1日から令和12年2月28日

契約金支払内訳書

令和7年度 小計		(税込)
----------	--	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和7年4月分		
令和7年5月分		
令和7年6月分		
令和7年7月分		
令和7年8月分		
令和7年9月分		
令和7年10月分		
令和7年11月分		
令和7年12月分		
令和8年1月分		
令和8年2月分		
令和8年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	電子計算機賃貸借（令和6年度導入・薄型端末）
契約金額（総額） ※税込で記載	
リース期間	令和7年3月1日から令和12年2月28日

契約金支払内訳書

令和8年度 小計		(税込)
----------	--	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和8年4月分		
令和8年5月分		
令和8年6月分		
令和8年7月分		
令和8年8月分		
令和8年9月分		
令和8年10月分		
令和8年11月分		
令和8年12月分		
令和9年1月分		
令和9年2月分		
令和9年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	電子計算機賃貸借（令和6年度導入・薄型端末）
契約金額（総額） ※税込で記載	
リース期間	令和7年3月1日から令和12年2月28日

年度別支払金額内訳書

件名	電子計算機賃貸借（令和6年度導入・薄型端末）
契約金額（総額） ※税込で記載	
リース期間	令和7年3月1日から令和12年2月28日

契約金支払内訳書

令和9年度 小計		(税込)
----------	--	------

契約金支払内訳書

令和10年度 小計		(税込)
-----------	--	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和9年4月分		
令和9年5月分		
令和9年6月分		
令和9年7月分		
令和9年8月分		
令和9年9月分		
令和9年10月分		
令和9年11月分		
令和9年12月分		
令和10年1月分		
令和10年2月分		
令和10年3月分		

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和10年4月分		
令和10年5月分		
令和10年6月分		
令和10年7月分		
令和10年8月分		
令和10年9月分		
令和10年10月分		
令和10年11月分		
令和10年12月分		
令和11年1月分		
令和11年2月分		
令和11年3月分		

年度別支払金額内訳書

件名	電子計算機賃貸借（令和6年度導入・薄型端末）
契約金額（総額） ※税込で記載	
リース期間	令和7年3月1日から令和12年2月28日

契約金支払内訳書

令和11年度 小計		(税込)
-----------	--	------

年 月	支払金額（税込）	備 考
令和11年4月分		
令和11年5月分		
令和11年6月分		
令和11年7月分		
令和11年8月分		
令和11年9月分		
令和11年10月分		
令和11年11月分		
令和11年12月分		
令和12年1月分		
令和12年2月分		